

平成 28 年 2 月 2 日

職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 — 職業訓練を中心として — 〈結果に基づく勧告〉

総務省では、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットの強化に向け、職業訓練の効果的な実施を図る観点から、職業訓練の設定、実施の状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官 (特命担当)

担 当 : 小野、中村、勝賀瀬 (しょうがせ)

電 話 : 03-5253-5453 (直通)

F A X : 03-5253-5457

E-mail : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 — 職業訓練を中心として — の結果に基づく勧告(概要)

背景等

- 景気の緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢が改善している中で、一部に労働力需給のミスマッチもみられる。
- 国は、「第9次職業能力開発基本計画」(対象期間:平成23~27年度)を策定し、成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化等を推進
- 国・都道府県において、公的職業訓練^(注)を実施しており、効果的な実施が重要

(注) 公的職業訓練には、離職者等を対象とした「公共職業訓練」と、雇用保険を受給できない者等を対象とした「求職者支援訓練」がある。
また、公共職業訓練には、国・都道府県等で訓練を行う「施設内訓練」と、民間教育訓練機関等で訓練を行う「委託訓練」がある。

○ 勧告日
平成28年2月2日

○ 勧告先
厚生労働省

(調査対象)

都道府県労働局(21)

公共職業安定所(33)

都道府県(21)

職業訓練支援センター(21)

民間教育訓練機関等

調査の対象

主な調査結果

主な勧告

1 公的職業訓練の効果的な実施の推進

- 介護系分野(訓練の積極的な実施を目指すべきだが、受講者が集まりにくい分野)
→ 民間教育訓練機関等による説明会を未実施など、周知・誘導等が不十分

- 情報系分野(求人ニーズは高いが、就職率の低い地域がみられる分野)
→ 地域において就職率が低くなっていることの原因分析が不十分

周知・誘導等の積極的な実施

原因の把握・分析、訓練内容等の見直しの実施

2 開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底

- 訓練コースが開講前に中止され、希望のコースを受講できない申込者に対して、公共職業安定所における早期の就職の実現に向けた取組が不十分

受講申込者に対する公共職業安定所の支援の徹底

3 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進

- 求職者支援訓練は、託児サービス付き訓練及び短時間訓練が導入されておらず、子どもを持つ求職者が受講を断念する例あり。
- 委託訓練では、託児サービス付き訓練及び短時間訓練の利用が拡大

(求職者支援訓練)
託児サービス付き訓練及び短時間訓練について、ニーズの把握、導入の検討

1 公的職業訓練の効果的な実施の推進

調査結果

結果報告書P35～43

○ 介護系分野（求人ニーズ及び就職率が高く、訓練の積極的な実施を目指すべきだが、受講者が集まりにくい分野）

→ 民間教育訓練機関等による訓練説明会を未実施など、受講者に対する周知・誘導等が不十分

※全ての公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、職員が求職者向けの訓練説明会を実施

(平成25年度)

- ・求職者向けの民間教育訓練機関等による訓練コース説明会を約8割の安定所で未実施
- ・安定所の職員向けの民間教育訓練機関等の訓練施設見学会を約7割の安定所で未実施

○ 情報系分野（求人ニーズは高いが、就職率の低い地域がみられる分野）

→ 地域において就職率が低くなっていることの原因分析が不十分

- ・情報処理・通信技術者の有効求人倍率が2.0倍以上と高水準であるにもかかわらず、情報系分野の就職率が60%を下回る地域あり。(3労働局)(平成25年度)
- ・求人ニーズに応じた訓練が行われていないことが一因と考えられる。

勧告

求職者の早期の安定した就職の実現を促進する観点から、地域の訓練計画の策定・実施に当たり、

求人ニーズ及び就職率の高い分野に重点を置いた周知・誘導等の積極的な実施

就職実績が上がっていない原因の把握・分析、訓練内容等の見直しの実施

2 公共職業安定所における開講前中止の訓練申込者に対する支援の徹底

調査結果

結果報告書 P 64～67

○ 訓練コースが開講前に中止され、希望のコースを受講できない申込者に対して、安定所における早期の就職の実現に向けた取組が不十分

- ・開講前に中止となった訓練コースの申込者に対して、支援のための来所勧奨等を行っていない。
- ・開講前に中止となった訓練コースと類似のコースがない場合に、支援のための来所勧奨等を行っていない。

※ 安定所における積極的な支援の例(中止された訓練コースの申込者の8割超が他の訓練を受講又は就職)(平成25年度)

- ・申込者全員と面談し、今後の意向の確認や訓練情報の提供等を実施
- ・中止決定の翌日に申込者全員に電話連絡を行い、訓練情報の提供、他の訓練への振替等を実施

勧告

受講申込者に対する公共職業安定所の支援の徹底

3 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進

調査結果

結果報告書 P 77～79

○ 求職者支援訓練は、託児サービス付き訓練及び短時間訓練が導入されておらず、子どもを持つ求職者が受講を断念する例あり。

- ・未就学児童を持つ求職者が、訓練期間中の子どもの預け先が見付からず、受講を断念
- ・訓練の終了時間が遅く、小学校低学年の子どもの帰宅や、保育所への迎えに間に合わず、受講を断念

○ 委託訓練では、託児サービス付き訓練及び短時間訓練を実施しており、利用が拡大

- ・託児サービス付き訓練の利用が拡大
託児利用者数 211人(平成24年度) → 333人(26年度)、託児児童数 225人(24年度) → 362人(26年度)
- ・女性向けの短時間訓練で就職率が7割以上の都道府県あり。(平成25年度)

勧告

(求職者支援訓練)
託児サービス付き訓練及び短時間訓練について、ニーズの把握、導入の検討

(参考) 求職者向けの公的職業訓練の受講者数及び就職率 (平成26年度)

○ 受講者の約8割は民間を活用した委託訓練、求職者支援訓練を受講

| 種類 | | 主な対象者 | 訓練実施主体・実施機関 | | 受講者数 | 就職率 | 都道府県単位の訓練計画 | |
|---------|-------|-------|---------------------------|---------------------------------|-----------|---------|-------------|----------------------------|
| 公共職業訓練 | 離職者訓練 | 施設内訓練 | 求職者 (主に雇用保険受給者) | 国 ((独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構) 、都道府県等 | | 39,951人 | 83.2% | 平成26年度 地方職業能力開発 実施計画 |
| | | 委託訓練 | | 都道府県 | 民間教育訓練機関等 | 94,250人 | 74.2% | |
| 求職者支援訓練 | | 基礎コース | 特定求職者 (主に雇用保険を受給できない者) | 国 | 民間教育訓練機関等 | 16,459人 | 51.8% | 平成26年度 地域職業訓練実施 計画 |
| | | 実践コース | | | | 38,544人 | 56.0% | |

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 委託訓練と求職者支援訓練の受講者数 (149,253人) ÷ 求職者向けの公的職業訓練の受講者数 (189,204人) × 100 = 78.9%

3 厚生労働省は、平成27年度から地方職業能力開発実施計画と地域職業訓練実施計画の一本化を進めており、28年度には全都道府県において実現する予定。